

賛助会員規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会定款(以下「定款」という。)第6条の規定に基づき、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(賛助会員の位置付け)

賛助会員は、本協会の事業を賛助することを目的として入会する者をいい、定款に定める社員(正会員)とは異なるものとする。

2 賛助会員は、社員総会における議決権を有しない。

第2章 種別及び資格

第3条(種別)

賛助会員の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1)個人賛助会員 本協会の目的に賛同する個人
- (2)団体賛助会員 本協会の目的に賛同する法人その他の団体

第4条(入会資格)

次の各号のいずれにも該当する個人又は団体は、賛助会員として入会することができる。

- (1)本協会の目的及び事業に賛同すること
- (2)反社会的勢力に該当せず、かつ、これと関係を有しないこと
- (3)その他理事会が定める要件を満たすこと

第3章 入会の手続

第5条(入会の申込み)

賛助会員として入会しようとする者は、本協会所定の賛助会員入会申込書を事務局に提出しなければならない。

第6条(入会の承認)

前条の申込みがあったときは、事務局はこれを理事会に報告し、理事会の承認をもって入会を決定する。

2 理事会は、入会を承認しない場合であっても、その理由を開示する義務を負わない。

第7条(入会金及び会費)

賛助会員は、次の各号に定める入会金及び年会費を納入するものとする。金額は理事会の決議により別に定める。

(1)個人賛助会員 入会金 なし 年会費 一口 5,000円(一口以上)

(2)団体賛助会員 入会金 なし 年会費 一口 50,000円(一口以上)

2 既納の入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第4章 権利及び義務

第8条(賛助会員の権利)

賛助会員は、次の各号に掲げる便益を受けることができる。

(1)本協会が発行する機関誌、活動報告書その他広報物の配布

(2)本協会が主催する大会その他行事への優先的な案内

(3)本協会の公式ウェブサイト、印刷物等における賛助会員としての名称等の掲示(本人又は団体が希望する場合に限る。)

(4)その他理事会が定める便益

第9条(賛助会員の義務)

賛助会員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)本規程及び本協会の定款その他諸規程を遵守すること

(2)第7条に定める会費を期限までに納入すること

(3)本協会の名誉又は信用を損なう行為を行わないこと

第5章 退会及び除名

第10条(任意退会)

賛助会員は、退会届を事務局に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

第11条(当然退会)

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然に退会したものとみなす。

(1)本人が死亡し、又は団体が解散したとき

(2)会費を1年以上滞納し、督促に応じないとき

第12条(除名)

賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

(1)本規程その他本協会の諸規程に著しく違反したとき

(2)本協会の名誉又は信用を著しく損なう行為をしたとき

(3)反社会的勢力に該当し、又はこれと関係を有することが判明したとき

2 理事会は、除名しようとする賛助会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えるものとする。

第6章 雑則

第13条(個人情報の取扱い)

本協会は、賛助会員の個人情報を、本協会が別に定める個人情報保護に関する規程に従い、適切に管理するものとする。

第14条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。